

ワンポイント会計基準

vol.297 「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する 上場制度の見直し等について」

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）が2023年11月に成立し、四半期報告書の第1・第3四半期が四半期決算短信に「一本化」されることとなりました。「一本化」の具体的な方向性に沿った実務の実現に向けて、東京証券取引所は2024年3月28日に、金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等を公表しました。

今回のワンポイント会計基準では、2024年4月1日から施行されている（下記1に記載している内容に関しては、施行日以後に開始する四半期会計期間（第2四半期を除く）に係る四半期決算短信から適用。）当該見直しについてご紹介いたします。

1. 四半期決算短信の取扱い

四半期決算短信は、四半期報告書に先立って開示されるものであることから、速報性が求められる事項に限定して開示が要請されていました。しかし、四半期報告書が廃止され四半期決算短信に「一本化」されることに伴い、第1・第3四半期の四半期決算短信について最低限の開示を担保する観点から、以下の開示事項の義務付けが行われます。

（1）本表

- ・四半期（連結）貸借対照表
- ・四半期（連結）損益計算書及び四半期（連結）包括利益計算書又は四半期（連結）損益及び包括利益計算書

（2）注記

- ・継続企業の前提に関する注記
- ・株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記
- ・会計方針の変更、会計上の見積りの変更、修正再表示に関する注記
- ・セグメント情報等の注記
- ・キャッシュ・フローに関する注記（本表を開示した場合は不要）

四半期開示の見直し前と比べると、従来の第1・第3四半期決算短信の開示に加えて、セグメント情報等の注記及びキャッシュ・フローに関する注記が必要になります。

2. 公認会計士又は監査法人によるレビュー

四半期累計期間（第2四半期を除く。）に係る四半期（連結）財務諸表に対する公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）によるレビューを受けることは、原則として任意となります。

例外として、会計不正等、財務諸表の信頼性確保が必要であると判断される要件（以下のa～e）に該当した場合には、要件該当以降に開示する四半期累計期間（第2四半期を除く。）に係る四半期（連結）財務諸表に対し、公認会計士等によるレビューを受けることが義務となります。

- a 直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期決算短信（レビューを受ける場合）において、無限定適正意見（無限定の結論）以外の監査意見（レビューの結論）が付される場合
- b 直近の内部統制監査報告書において、無限定適正意見以外の監査意見が付される場合
- c 直近の内部統制報告書において、内部統制に開示すべき重要な不備がある場合
- d 直近の有価証券報告書又は半期報告書が当初の提出期限内に提出されない場合
- e 当期の半期報告書の訂正を行う場合であって、訂正後の財務諸表に対してレビュー報告書が添付される場合

3. 上場規則の実効性の確保

四半期報告書の廃止に伴い、東京証券取引所における上場規則の実効性向上の観点から必要な見直しが行われました。

- (1) 会計不正等の疑義が生じた場合などに、東京証券取引所が必要と認める場合には、上場会社に対して、必要な調査及び調査結果の報告を求めることが出来る。
- (2) 東京証券取引所として会計不正の概要を早期に把握するため、監査証明等を行う公認会計士等に対して事情説明等を求める場合には、それに協力する。
- (3) 特別注意銘柄の指定要件として、四半期累計期間（第2四半期を除く。）に係る四半期（連結）財務諸表にレビュー報告書が添付される場合であって、当該レビュー報告書に「否定的結論」又は「結論を表明しない」旨が記載されたときを追加。

以上